平成２４年（フ）第１４８号
福岡市早良区田村７丁目12番37―509号
債務者　冨永　正友
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２号
福岡県太宰府市石坂３丁目７番15号フレグランス石坂202号
債務者　田中　詞子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８号
福岡県春日市弥生６丁目１番地４―404号
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目11番３号近藤アパート201号
債務者　志免おたここと　林　　成之
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８号
福岡市西区石丸２丁目13番26号
債務者　塩屋　義己
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―909号
債務者　菅村　友智
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８号
福岡市西区今津4807番地10
債務者　池　　順治
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０９号
福岡市西区今津4807番地10
債務者　池　　静子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０号
福岡市東区八田３丁目１番42号
債務者　畑中　英二
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１号
福岡市中央区警固３―３―21―501
債務者　丸尾　勝俊
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２号
福岡市博多区東雲町２丁目３番35号
債務者　川畑　正雄
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６０号
福岡市東区奈多団地６番101号
債務者　嶽崎　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６９号
福岡市博多区美野島１丁目８番11―603号
債務者　占部　　敏
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９５号
福岡市東区下原１―16―12
債務者　渡邊ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９６号
福岡市東区下原１―16―12
債務者　渡邊　秀行
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９８号
福岡県筑紫野市湯町３丁目４番32―103号
債務者　渡辺　一史
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９９号
福岡県筑紫野市湯町３丁目４番32―103号
債務者　渡辺美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２２号
福岡市博多区上牟田３丁目９番22―706号
債務者　井上　利英
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部